

土地利用構想（事業主：学校法人創価学園）に係る調整会（第1回）
会議要録

1 日時

令和7年7月7日（月）午後2時～3時20分

2 場所

小平市福祉会館 第3集会室

3 出席者

- （1）請求者 1名
- （2）事業主 学校法人創価学園 7名
- （3）事務局 都市計画課4名

4 傍聴者

0名

5 議事

土地利用構想に係る意見書及び見解書の内容の確認及び整理

- （1）事業主
学校法人創価学園 理事長 小島 和哉
- （2）事業場所
小平市小川町一丁目846番1
- （3）土地利用目的
学校

6 資料

- （1）調整会開催請求書
- （2）見解書
- （3）意見書
- （4）土地利用構想届出書の写し

事務局：都市開発部都市計画課開発指導担当

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今から土地利用構想に係る調整会を始めさせていただきます。

この調整会は、小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例第12条第2項により、周辺住民からの調整会開催請求に基づき開催いたします。

同条例施行規則第15条第1項により、この調整会は公開となり、傍聴が可能となります。また、後日、議事録を市ホームページに掲載することから、記録のため、録音させていただきます。傍聴希望者は0人です。

はじめに、次第1、関係者紹介といたしまして、事務局の紹介からさせていただきます。

こちらが都市計画課の課長以下計4名です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事業主の自己紹介をお願いします。

(事業主)

学校法人創価学園及び設計者です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

次に、調整会請求者の自己紹介をお願いします。

(請求者)

請求者です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは、次第2、調整会の開催に当たりまして都市計画課長から一言ご挨拶をさせていただきます。

(事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の調整会において、事業主と周辺住民の方が直接顔を合わせ意見交換することで、互いの立場や状況を理解していただき、互譲の精神を持ってより良いまちづくりをしていただきたいと思いますと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以後、座ってご案内させていただきます。

次第3、調整会の注意事項等をご説明いたします。

この調整会は、見解書の内容を確認し、相互の意見を調整する場となります。意見に対する見解を説明し、明確にすること、相互の論点が整理されることを目的としております。調整会で取り扱う内容は、意見書及び見解書に記載された内容に限られておりますのでご注意ください。

なお、論点は整理されても、折合いがつかない場合や平行線のまま調整会を終えることも想定されますが、それで話し合いが終わるわけではなく、調整会において整理された状況に基づき、別途話し合いを行ってください。

大声を出して話し続けるなど、会の進行を妨げるような言動があった場合には、事務局で判断し、会を取りやめることもありますのでご注意ください。

それでは、この後の流れをご説明いたします。

これから、開催請求書について話し合いを行います。話し合いの時間を60分とし、交代制で進めさせていただきます。終了5分前と終了時にお声がけいたします。

初めに、請求者より請求書の要点をご説明いただき、事業主はこれに回答してください。その後、さらなる質問やご意見のやり取りをしていただきます。

なお、本日の調整会で事業主の検討や確認の必要が生じた際などは、請求者は延長として2回目の調整会の開催を請求することができます。

話し合いが終了しましたら、調整会第2回目の開催を希望するか、または、個別の話し合いに移っていくか、ご希望を賜ります。

また、事業主においては、この場で回答できる内容については出来るだけ回答して頂き、なるべく保留事項が残らない様にお願いします。

(事務局)

それでは、次第4、開催請求書について、始めさせていただきます。

本日は話し合い時間を60分とさせていただきます。終了5分前と終了時にお声がけいたします。

それでは、調整会開催請求書の要点についてご説明をお願いします。

(請求者)

私がここに立った考え方を説明しますと、今までのできごと、及びこれから起こるであろう問題を整理し、安心して安全な生活を担保するために、また、近隣との付き合い方をどういうスタンスで関わろうとするのかをお聞きしたくて、事業主に電話をしたことから始まります。その答えが答えないという答えでした。創価学園の発展とともに、何か方針が変わったのでしょうか。この機会を通じてお聞きしたいと思います。

また、今回の工事に関しては、住民の一人一人が、その影響をどこまで知っているのか、

あるいはこれからどういうことが起こりうるのか、想像が出来た上で工事を全部受け入れているのかどうかということをととても危惧しております。

(事務局)

はい。ありがとうございます。ご意見ご質問ありましたが、それに対して事業主からご回答をお願いします。

(事業主)

まず工事の話からさせていただきます。見解書に書かせていただいている内容になりますが、まず騒音や振動について、しっかり対応策を考えていこうと思っております。施工業者が決まった際にはしっかりと指導して、説明会を開催させていただくという流れになるかと思います。まずは防音シート等の設置を検討いたしまして、しっかり音の対応をしていくということ、あとは建設機械に関しましてはなるべく低騒音、低振動型のものを採用することを考えております。

また、振動、騒音が出来る限り低減できるような工法の検討をしまして、皆様に出来る限りご迷惑をおかけしないような工事を心がけようと考えております。先ほどお話のありました建材等に関しましては、法令遵守はもちろんのこと、臭気についても出来るだけ少ないものを建築材料として選定し、工事を行っていきたいと考えております。

(事務局)

ご質問いただいた内容として、今、工事に関してご回答がありました。

創価学園の発展とともに方針が変わったのか、また、もし考え方が変わっているようであれば教えてほしいといった点や、近隣との今後の関わり方についてどう考えますかという点についてはいかがですか。

(事業主)

方針の変化について、開校当初から方針は変わっていません。また、近隣の皆様との関わり方については、意見交換や話し合いの場がもてるような形を考えてまいりたいと思っております。

(事務局)

ひととおり回答いただいたので、さらなる質問等あればお願いします。

(請求者)

事業主は開校当初から方針は変わってないとおっしゃいましたが、事実は変わっていますよね。ここで重要なのは、言っていることとやっていることの齟齬があった場合、どのよ

うに対処するのかということです。話さない、答えないというのは、普通、民主主義ではありえません。実際に変わっているというその事実について、どう考えているのでしょうか。

(事業主)

齟齬というのはどういうことをおっしゃっているのかわかりません。本日の会議の趣旨とは違うのではないのでしょうか。

(請求者)

趣旨が違うと言いますが、どこが違うと言うのでしょうか。

(事業主)

今回はまちづくりに関するご意見ということで伺っているので、過去の、事業主とのやり取りの齟齬に関しては、本日の会議の趣旨にはそぐわないと考えています。

(事務局)

まちづくりの観点での話し合いをしていただきたいですが、請求者がおっしゃっているのは、過去に起こった工事に対する課題について、今回の工事においても起こらないようにしたいということでしょうか。

(請求者)

そうです。それを確認しないと、表向きは何とでも言えるわけです。先ほどのような説明は何度も受けていますが、言っていることとやっていることの違いについての説明じゃなければ、茶番になってしまいます。そこが確認できなければ、工事をどのようにやると言われてもそれは担保できないはずで。ですから、この調整会はすごく意義があると思います。

(請求者)

地域住民の皆様はたまたま昼の仕事だからいいですが、夜の仕事だった場合、その人を無視するということは民主主義的に反していると思います。必ず考慮に入れないといけないはずで。ですから、たまたま住民の中で私一人が夜型だったとしても、それを想像することが必要ということです。

(事業主)

まず、今年の4月に建て替えの説明会を行って、9月にもう一度、皆様に周知の説明会を行います。それから工事の説明会もさせていただいて、紛争予防の前提として、民主主義の手続きやルールに基づいて、皆様に事前に影響度合いを示させていただきますので、そこで話し合いができればいいと思っております。

(事務局)

話し合いは続けてもらって構いませんが、今回の調整会の議題としては、今回の見解書の内容を本当に行ってくれるのかどうか不安なので確認したい、ということです。この調整会ではそこを中心に話していただきたいと思います。

(請求者)

工事業者の対応というより、事業主が答えないという答えをしたことについて聞きたいと思っております。

(事務局)

今回、事業主が意見書に対する見解書を提出されていますので、見解書の内容についてのやり取りをされていった方が時間を有効的に使えると思います。

(請求者)

真摯に取り組むというなら、具体例はありますので、私と個別の話し合いでやればいいと考えています。答えないという答えについて、内部で確認していただくことが必要だと思います。それをしないと、言っていることとやっていること齟齬についての不信感はなかなか拭えないと思います。

(事業主)

今回、請求者から建設計画に対する懸念点について意見書を提出いただいているので、それに対して回答をさせていただきます。

一点目の工事運営について、安全対策・周辺環境への配慮を行っていきます。詳細については、施工者決定後に改めて説明会を開催させていただく予定です。

一つは、建設計画に対する懸念点ということで、4つございまして、騒音や振動については、騒音シートの設置や、低騒音・低振動型の建設機械の導入、騒音と振動の低減につながる施工方法を採用し、できるだけ近隣の皆様へのご迷惑をかけないような工事運営を心がけます。

二つ目に、交通の混雑について、工事車両の交通経路については、所轄の警察署と協議し決定いたします。また交通量の多い時間帯や学校の通学路、通学時間に配慮した工事車両の運行計画を行います。

三つ目に環境への影響ということで、東京都建築物環境計画書制度等の環境関連法令の遵守を行った計画を行います。また、工事に影響がある場所については既存の樹木の伐採を行う予定ですが「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、行政とも協議しながら、新たに樹木・緑地を計画いたします。排気ガスに関しては施工時に排出ガス対策

型の建設機器の導入や施工方法について検討して採用します。

四つ目に、子どもたちへの影響ということで、通学路、通学時間に配慮した工事車両の運行計画を行います。工事車両出入口には交通誘導員を配置し、歩行者の安全を確保いたします。ということで、一つ目の建設計画に対する懸念点についてはこの4つを展開させていただいております。

続きまして、二点目の改善提案について、工事時間の制限として、法令・条例等を遵守し、近隣の皆様に配慮した工事車両の通行時間と作業時間の設定を行います。コンクリート打設作業及びその仕上げ作業等の作業中断が不可能な作業で、作業時間内に終了できない場合は、作業時間を延長させていただく場合があります。その場合はあらかじめ工事看板にその旨を記載し、近隣の皆様に連絡させていただきます。

防音対策の徹底として、防音シートの設置や、低騒音・低振動型の建設機械の導入、騒音と振動の低減につながる施工方法を採用いたします。

学校周辺の安全対策の強化として、工事車両出入口には必要に応じて、交通誘導員を配置して、一般歩行者並びに通行車両等の安全を確保いたします。

三点目、その他の今回の建設に対する懸念として、過去にご近隣様へのご説明不足による工事への不安を抱かせてしまったことを踏まえまして、作業時間や休日、具体的な騒音対策や安全対策について着工前の工事説明会で事前にご説明させていただきます。事期間中は工事担当窓口を設け、上記以外の問題やご近隣の皆様の申し入れ等につきましても、その都度協議のうえ誠意をもって対策を講じ、解決することに最善の努力をいたします。地域のよりよい環境へ貢献するため、できるだけ近隣の皆様のご迷惑をかけないような工事運営を心がけます。

以上のことを、見解書に書かせていただいております。

(事務局)

この内容に関して、質問や意見があれば、聞いていただければと思います。

(請求者)

そのような説明は何度も聞いてきました。現実が違うというのが問題だということです。工事の防音対策をしますと言っていますが、遮音であれば何の幕を使って、どのくらいの効果があるのか、振動であればこの機械を使うことによって、実際に起こる振動がどれだけ減るのか、具体的な数値を示してもらえると想像しやすくなります。

(事業主)

防音シートや建設機械に関しては施工者からの提案になるので、施工者が決まってから

の説明会じゃないと回答できません。

(請求者)

どの業者であっても、防音対策なら何デシベル以下に抑えないといけませんよと言って
おいてほしいと思います。

(事業主)

振動規制法、騒音規制法というのがありまして、隣地境界線で騒音に関しては 85 デシベル以下、振動に関しては 75 デシベル以下に抑えなさいといけない決まりがあるので、当然それは遵守します。加えて低騒音型の重機を使って、工事内容や工事場所に応じて、防音壁や防音シートを張ることによって、さらなる低減を図ります。それについては施工業者が決まって、工事の内容が決まってからになりますので、今この場で明確に答えることができません。

(請求者)

最初にそういう規定を設けて業者に話を振らないと、必ず同じことが起こります。建設業者は工事をやって金儲けするのが商売ですから。最初の選定の時に言うておくことがすごく重要だと思っています。私は経験があるから言えますが、分からない人は質問さえもできません。質問がこないから何も意見がないと捉えるのは大間違いだと思います。私は手遅れだったから多大な被害を受けましたが、同じ経験を他の人にさせてはいけないと思っています。

(事業主)

これからの計画にフィードバックさせていただければと思います。

(事務局)

騒音や振動、環境関係に関しまして、工事時間の制限や建設に関する懸念、学校周辺の安全対策等、詳しく聞きたいということがあればお話しください。

(請求者)

学生が並んで話しながら歩いている横を車が通るのは、今でも危険だと思っています。狭いところで車が行き来しづらいので、事故が起こらなければいいと思っています。通学路の、通学時間帯の大型車の搬入を制限するとか、今までもやっていたと思いますけど、そこは徹底していただきたいと思います。言っていることとやっていることの齟齬がないように、どういう注意、どういう計画を、どういった配慮をするのか、という報告が具体的に欲しいです。

(事業主)

分かりました。作業時間に関しては、一般的に8時～18時とかありますが、通学の時間を避けて例えば8時20分に入るとか、施工業者が決まったら具体的に提案させていただきます。

(事務局)

他に何かありますか

(請求者)

他に、私の経験上、思い浮かぶことはありません。経験していなくて浮かばないことは、皆様からアドバイスが欲しいと思います。それが分かれば事前に防ぐ提案ができると思っています。

(事務局)

それでは、以上で話し合いを終了とさせていただきます。請求者は、2回目の開催について請求されますか。

(請求者)

2回目の開催期限はいつまででしょうか。

(事務局)

調整会の翌日から3週間以内に開催することが条例で規定されています。2回目の開催は、時間の都合で議題について十分話し合えなかった場合や、本日の話し合いの中で事業主が持ち帰って検討する場合に行います。

(請求者)

ここで質問を投げかけただけで、いちばん重要な確認ができていません。答えないという方針がネックになっています。もし次に開くなら、その確認が絶対に必要です。

(事業主)

それはまちづくりとは直接関係がないため、調整会の趣旨とは違っています。

(請求者)

それはそちらの勝手な解釈でしょう。材料や業者を選ぶにしても、ここが大元になっているので確認が重要です。過去の経緯は個別に聞きますが、過去は未来に全部つながっていま

す。答えないと言ったことを方針として通しているなら、それはあらゆるものに通じてきます。

(事務局)

調整会の目的は、まちづくりに関する内容の話し合いです。過去のいきさつの件は調整会ではなく、別途、個別で話し合いをしていただきたいと思います。

(請求者)

方針の確認はしたいと思います。2回目の調整会を開くか開かないかは、まだ決まっていません。

(事務局)

分かりました。それではお時間になりましたので、本日の調整会を終了させていただきます。2回目の開催の有無につきましては、改めて事務局より関係者にご連絡させていただきます。本日はどうもありがとうございました。